

暮らしの情報箱

- はがきなどで
申し込む場合
の記載例
- ① 催しなどの名称
 - ② 〒住所
 - ③ 氏名（ふりがな）
 - ④ 年齢（学年）
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ その他必要事項
- ※費用が記載されて
いない催しなどは
原則無料です。

国保

国民健康保険に 加入している方へ HP

◆結核・精神通院医療給付金受給者証の 交付

結核医療・精神通院医療給付金の受給者に、申請により「結核医療給付金受給者証」「国保受給者証（精神通院）」を交付します。指定の医療機関に提示（精神通院は、「自立支援医療受給者証（精神通院）」も提示）すると、対象医療費の自己負担金が不要になります。都外で受診した場合は、領収書を添えて問合先へ申請すると対象医療費の自己負担分が支給されます。

① 次のいずれかに該当する方

- ① 結核医療費受給者で、住民税非課税（19歳以下の場合は世帯主が非課税）
- ② 自立支援医療費（精神通院）受給者で、原則として、同一世帯の国民健康保険加入者全員が住民税非課税

※住民税未申告の方は、国保受給者証の発行ができません。必ず住民税の申告を済ませてから申請してください。

●申請先 ① 結核＝感染症対策課感染症対策担当

☎5744-1263 FAX5744-1524

② 精神通院＝地域福祉課精神・難病医療費助成担当

- 大森 ☎5764-0696 FAX5764-0659
- 調布 ☎3726-4139 FAX3726-5070
- 蒲田 ☎5713-1383 FAX5713-1509
- 糀谷・羽田 ☎3741-6682 FAX3742-3116

③ 国保年金課国保給付係

☎5744-1211 FAX5744-1516

◆療養費の給付

医療費の全額を支払った場合、申請により保険で認められた部分を支給します。

① 次のいずれかに該当する方

- ① 急病など、やむを得ない理由で医療機関に保険証を提示できなかった
- ② 国外で診療を受けた（治療目的で渡航した場合を除く）
- ③ 医師の指示で治療用装具を購入した
- ④ 医師が治療上必要と認めたマッサージや、はり・きゅうの施術を受けた
- ⑤ 骨折、脱臼、打撲、捻挫（骨折、脱臼は応急手当をする場合を除き、あらか

じめ医師の同意を得ることが必要）で接骨院・整骨院の施術を受けた

⑥ 輸血のための生血の費用を負担した（親族から血液を提供された場合を除く）

⑦ 臍帯血や内臓移植などの搬送費を負担した

※申請に必要な書類などはお問い合わせください。申請から支給まで3か月程度かかります。また、医療費を支払った日の翌日から2年を経過すると時効となり支給できません。

⑧ 国保年金課国保給付係

☎5744-1211 FAX5744-1516

相談

ファミリー法律相談会

成年後見、遺言、相続、悪質商法被害、多重債務など、家庭の中で起きる法律問題について、弁護士が無料で相談をお受けします。

① 区内在住・在勤の方

② 2月28日（火）、午前10時～午後3時（1人1時間）

③ 消費者生活センター

④ 先着28名

⑤ 問合先へ電話

⑥ 大田区社会福祉協議会成年後見センター

☎3736-2022 FAX3736-5590

傍聴

グリーンプランおた 推進会議 HP

① 2月20日（月）、午後6時～8時

② 蒲田地域庁舎

③ 先着20名

④ 当日会場へ

⑤ 都市計画課計画調整担当

☎5744-1332 FAX5744-1530

自立支援協議会本会 HP

① 3月2日（木）、午後1時～3時30分

② さぼーとびあ

③ 先着20名

④ 当日会場へ（手話通訳を希望する方は、2月23日までに問合先へ申し込み）

⑤ 障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1700 FAX5744-1555

募集

「外国人おもてなし 語学ボランティア」 育成講座受講者 HP

外国人とのコミュニケーションや「おもてなし」の心を映像、グループワークから学習します。

① おおむね実用英語技能検定2級以上、TOEIC500点以上に相当する語学力のある方か、簡単な日常会話ができる方で次の全てを満たす方

※語学資格証明書類の提出は不要です。

- ① 区内在住・在勤・在学の方
- ② 15歳以上（中学生を除く）
- ③ 本ボランティアの趣旨を理解し、日常生活の中で積極的に活動する意欲がある。
- ④ グループワークやロールプレイングに、協調性を持ち積極的に参加できる。

⑤ 3月26日（日）、午後1時～4時30分

⑥ 区役所本庁舎2階 ⑦ 抽選で60名

⑧ 区のホームページから申し込み。詳細は区のホームページかチラシ（問合先、特別出張所、図書館などで配布）をご覧ください。3月8日締切

⑨ 国際都市・多文化共生推進課国際都市・多文化共生担当

☎5744-1727 FAX5744-1323

こらぼ大森共同事務室の 使用団体 HP

① オーちゃんネットに登録があり、事務室が必要な団体

●使用期間 4月17日から

●使用料 月額5,000円

●募集団体数 選考で8団体

② 所定の申請書（申込先で配布。区のホームページからも取り出せます）を郵送か持参。地域力推進課区民協働担当

（〒144-8621大田区役所）へ。2月24日必着

☎5744-1204 FAX5744-1518

大田文化の森運営協議会運営委員

大田文化の森運営協議会で主催する事業の運営・支援に携わります。詳細はお問い合わせください。

① 区内在住で文化・芸術活動の支援に熱意がある方

② 大田文化の森運営協議会

☎3772-0770 FAX3772-0704

お知らせ

自動通話録音機の貸与 HP

振り込み詐欺などの被害防止のため、対象者に無償で3年間貸与します。自動通話録音機とは家庭の固定電話に接続す

る小型の機械で、発信者側に「この通話は振り込み詐欺被害防止のため自動録音されます」という警告メッセージをアナウンスすることで、犯人を撃退する効果があります。

① 区内在住の65歳以上の方

② 2月13日から受け付け、3月1日から順次配布

③ 先着1,000台

④ 住所・氏名・年齢が分かる保険証などの本人確認書類（写し可）、印鑑を持参のうえ、問合先で所定の申請書を提出

⑤ 防災危機管理課生活安全・危機管理担当

☎5744-1634 FAX5744-1519

大森警察署 ☎3762-0110

田園調布警察署 ☎3722-0110

蒲田警察署 ☎3731-0110

池上警察署 ☎3755-0110

アプリコの休館

2月20・26日は、清掃と電力点検のため休館します。

☎5744-1600 FAX5744-1599

蒲田駅前図書館の 休館日変更 HP

館内殺虫消毒のため休館日を3月13日に変更します（3月16日は開館）

☎3736-0131 FAX3736-1094

小学校施設開放時間の改正

4月から全ての区立小学校で放課後子ども教室が実施される予定です。これに伴い、小学校施設の平日午後Bの開放時間を変更します。

	午後B 開放時間
変更後	平日＝午後4時30分～7時 土・日曜、祝日＝午後4時～6時30分まで
変更前	午後4時～6時30分

① 教育総務課教育地域力推進担当

☎5744-1445 FAX5744-1535

糀谷中学校の夜間学級 HP

義務教育修了者でも学び直しを希望する場合は、状況により入学が可能です。※日本語学校ではありません。

① 次のいずれかに該当する方

- ① 義務教育未修了の15歳以上の方
- ② 義務教育を修了していても、諸事情により中学校で十分に学べなかった方

●授業 月～金曜、午後5時30分～8時55分

③ 糀谷中学校夜間学級

☎3741-4340 FAX3744-2668

④ ①②学務課学事係

☎5744-1429 FAX5744-1536

特別区民税・都民税の申告はお早めに HP

受付期間

2月16日～3月15日
郵送でも受け付けます

平成29年度からの個人住民税の主な改正点

給与所得控除の見直し

給与所得控除額が、右記のとおり引き下げられました。

適用時期	給与などの収入金額	給与所得控除額
平成28年度まで	1,500万円超	245万円
平成29年度から	1,200万円超	230万円

国外に居住する親族に係る扶養親族などの書類添付の義務化

納税者が日本国内に住所を有しない親族について、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除（16歳未満の扶養親族を含む）、非課税限度額制度の適用を受ける場合には、納税者の親族であることを証する書類と、納税者が親族に生活費か教育費を支払ったことを明らかにする書類を、申告手続きの際に添付が提示しなければならないこととされました。

金融所得課税の見直し

納税者が税負担に左右されずに多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するために、金融所得の課税方式や損益通算範囲などの見直しが行われました。

① 公社債等の課税方式の変更

平成28年1月1日以降に支払いを受けるべき公社債等に係る利子所得・譲渡所得などについて、「特定公社債等」と「一般公社債等」に区分し、課税することとなりました。

② 分離課税制度の改組、損益通算範囲の拡大

株式等に係る譲渡所得などの分離課税が改組され、「特定公社債等」に係る利子所得・譲渡所得などは、従来の上場株式などに係る配当所得・譲渡所得などの損益通算が可能となりました。また、「特定公社債等」に係る譲渡損失の金額は、その年に損益通算で控除しきれない場合、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができることとなりました。